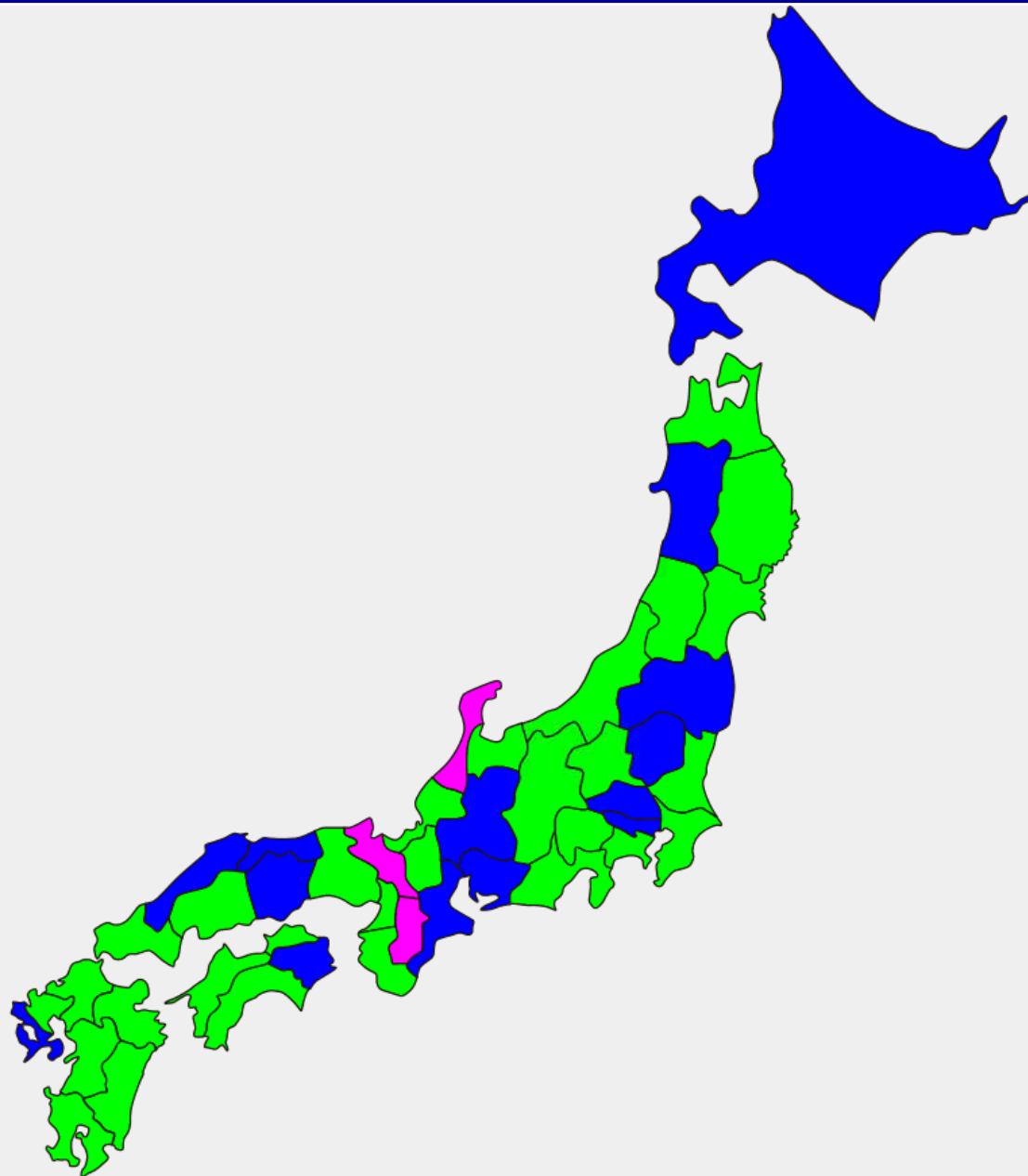


循環器病対策の取組について

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課

都道府県循環器病対策推進計画の 現況について

都道府県別の循環器病対策推進計画 進捗状況: 令和3年11月



- 計画完成**
(秋田、福島、栃木、東京、岐阜、鳥取、島根、徳島)
- パブリックコメント終了
(北海道、埼玉、愛知、長崎)
- パブリックコメント中
(三重、岡山)
- 協議会（検討会）を開催し、計画を策定中。**
(30府県)
- 現時点では、初回の協議会（検討会）が未開催。**
(3府県)

(令和3年11月 厚生労働省調べ)

令和3年度の循環器病対策の 概要について

令和3年度 循環器病対策に係る事業の概要

基本的な考え方

循環器病対策基本法（平成30年法律第105号）及び循環器病対策推進基本計画（令和2年10月閣議決定）に基づき、循環器病に関する普及啓発や医療提供体制の整備を行うことで循環器病対策の推進を図る。

1. 循環器病特別対策事業（新規）

- ①都道府県循環器病対策推進協議会の開催（地域政策の策定）
- ②地域の特性に応じた循環器病に関する普及啓発の実施
- ③地域の循環器病医療を担う人材の育成等を目的した研修会等の開催 等

2. 循環器病に関する普及啓発事業（新規）

- ①循環器病に関する普及啓発資材の作成
- ②循環器病の予防や発症直後の対応など、国民に対して分かりやすい啓発活動
- ③最新の科学的知見に基づく医療情報等の収集と提供 等

3. 循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業

- ①公募により採択された医療機関において、両立支援コーディネーター研修を受講した相談支援員による「治療と仕事の両立プラン」作成等、両立支援を行うモデル事業を実施

4. 循環器病に関する緩和ケア研修推進事業（新規）

- ①基本的心不全緩和ケアトレーニングコースに関するコンテンツ作成
- ②緩和ケア研修の受講促進を目的とした普及啓発 等

5. 循環器病データベース構築支援事業（新規）

- ①循環器病データベースを構築するための要件定義、仕様書作成 等

6. 厚生労働科学研究費等補助金、保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- ①循環器病対策に関する研究の推進 等

○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）

(地方公共団体の責務)

第4条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、循環器病対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県循環器病対策推進計画)

第11条第1項

都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画を策定しなければならない。



都道府県向けの補助金(補助率1/2)により、地域施策の支援を行う。

疾患対策の企画・検討等を行う会議体の運営



医療従事者を対象とした研修の開催等による人材育成



普及啓発資材の開発、市民公開講座の実施



循環器病に関する治療と仕事の両立支援の取組を地域医療を担う施設で実施



循環器病に関する相談窓口の設置・運営



循環器病の医療・福祉に携わる職種による多職種連携体制の構築



循環器病に関する普及啓発事業（令和3年度）

○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）

（基本理念）

第2条第1項

喫煙、食生活、運動その他の生活習慣の改善等による循環器病の予防及び循環器病を発症した疑いがある場合における迅速且つ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

（循環器病の予防等の推進）

第12条

国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境、肥満その他の健康状態並びに高血圧症、脂質異常症、糖尿病、心房細動その他の疾病が循環器病の発症に及ぼす影響並びに循環器病を発症した疑いがある場合の対応方法に関する啓発及び知識の普及、禁煙及び受動喫煙の防止に関する取組の推進その他の循環器病の予防等の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の収集提供体制の整備等）

第18条第1項

国及び地方公共団体は、循環器病に係る保健、医療及び福祉に関する情報（次項に規定する症例に係る情報を除く。）の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族その他の関係者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

【循環器病に関する正しい知識の普及啓発を実施】

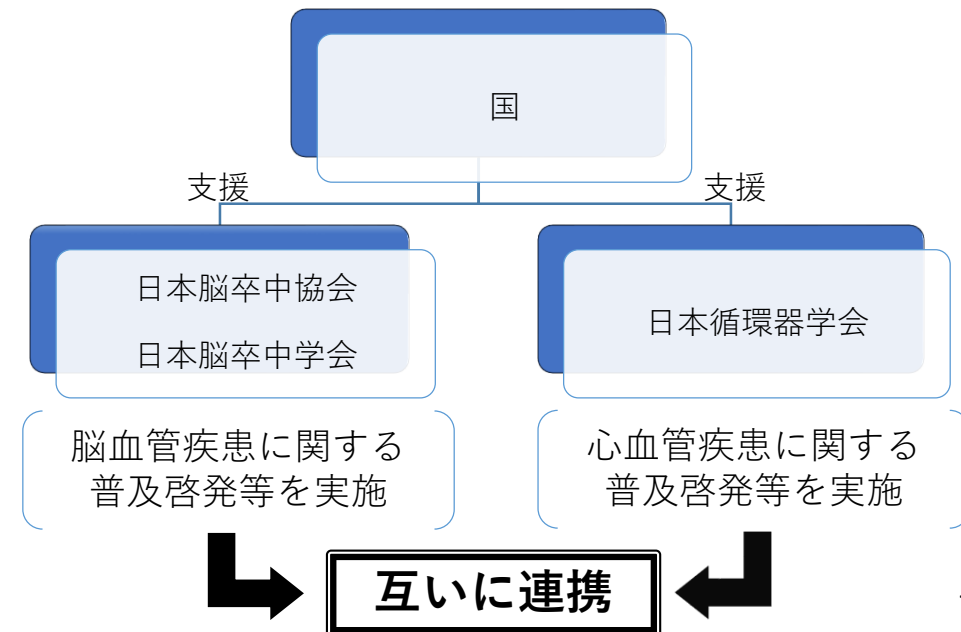
- 循環器病とは
- 循環器病に関する生活習慣等の影響
- 発症直後の対応 等

例：普及啓発資材の作成、HP掲載、シンポジウムの開催

【循環器病に関する専門情報の収集・提供】

- 最新の科学的知見に基づく情報の収集
- 最新の医療情報等の提供
- 循環器病に関する情報をまとめた非専門医向けのガイドブックの作成 等

例：学会員からの専門情報収集、ガイドブックの作成、シンポジウムの開催



循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業（令和3年度）

○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）

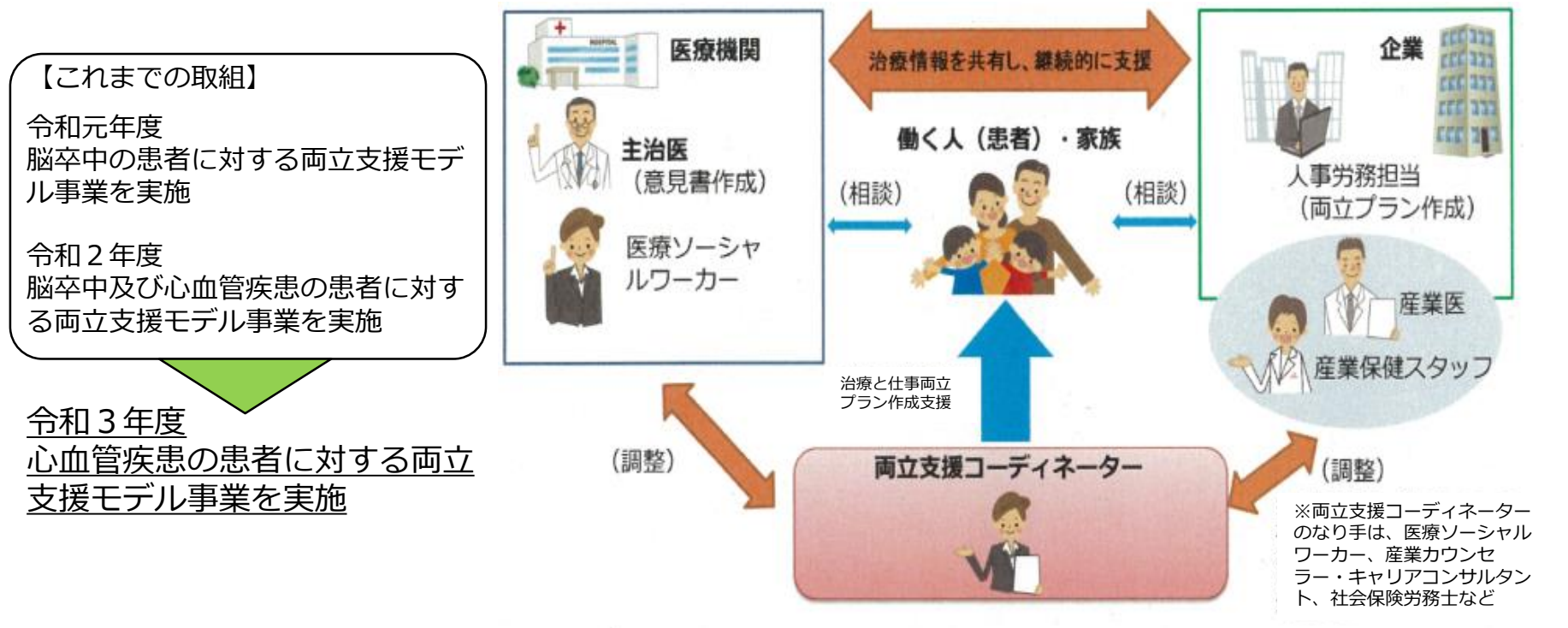
（循環器病患者等の生活の質の維持向上）

第15条

国及び地方公共団体は、循環器病患者及び循環器病の後遺症を有する者の福祉の増進を図るため、これらの者の社会的活動への参加の促進その他の生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

事業内容

- 患者が安心して仕事の継続や復職に臨めるよう、循環器病の診療を専門的に行う医療機関に、「両立支援コーディネーター」の研修を受講した相談支援員を両立支援専任で配置する。
- 公募により採択された医療機関において、両立支援コーディネーターが中心となり、循環器病患者の個々の治療、生活、勤務状況等に応じた、治療と仕事の両立に係る計画を立て、両立支援を行うモデル事業を実施する。



循環器病に関する緩和ケア研修推進事業（令和3年度）

○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）
（保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成等）

第17条

国及び地方公共団体は、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者に対する研修の機会の確保その他のこれらの者の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

○循環器病対策推進基本計画（令和2年10月27日閣議決定）

4. 個別施策【循環器病の緩和ケア】（取り組むべき施策）

専門的な緩和ケアの質を向上させ、患者と家族のQOLの向上を図るため、関係学会等と連携して、医師等に対する循環器病の緩和ケアに関する研修会等を通じて、緩和ケアの提供体制を充実させる。

緩和ケア診療加算及び外来緩和ケア管理料の対象疾患
（概要）

悪性腫瘍
後天性免疫不全症候群
末期心不全

算定に当たっての要件（一部抜粋・概要）

緩和ケアチームの設置
緩和ケアチームの構成メンバーは
以下の研修を修了している必要がある。

緩和ケア研修として認められた研修

- ・がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会
- ・緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会
- ・日本心不全学会により開催される基本的な心不全緩和ケアトレーニングコース

緩和ケアの普及と緩和ケアに携わる医療従事者の増加等を目的として、以下の事業を実施し、緩和ケア医療の充実と底上げを図る。

①すべての医療従事者のための緩和ケア研修会

すべての医療従事者が身に付けるべき基礎的な緩和ケアについて、委員会を設置の上、緩和ケア研修会のコンテンツ等の検討を行う。

②緩和ケアに関する普及啓発

医療従事者や一般向けに緩和ケアに関する正しい知識やその必要性等に関する普及啓発を行う。

緩和ケア研修を
実施する
日本心不全学会
に委託

循環器病に対する総合支援の取組について

循環器病総合支援センター(仮称)について

課題

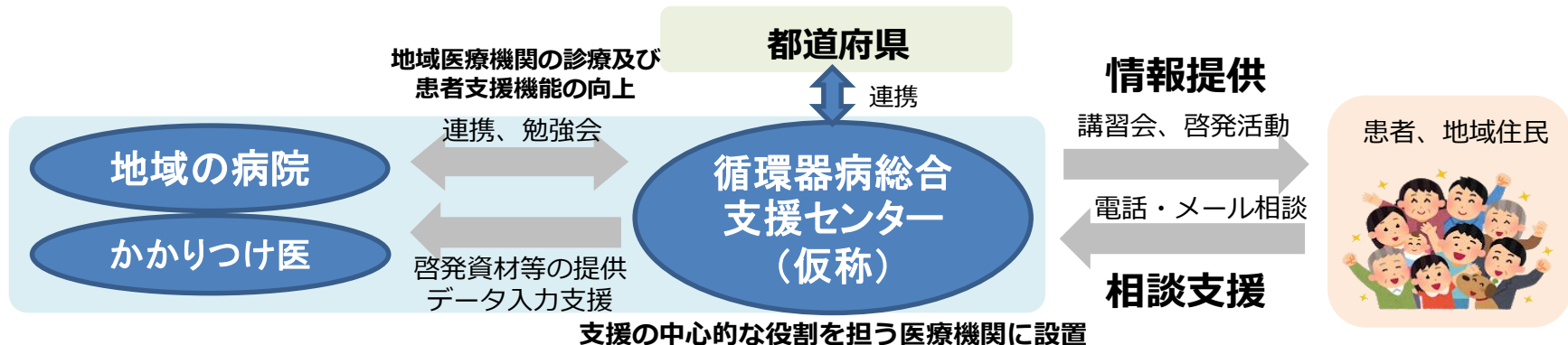
- **循環器病対策推進基本計画**において、「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」として、**循環器病患者を中心とした包括的な支援体制を構築**するため、**相談・生活支援等**の総合的な取組を進めることとしている。
- 特に以下の事項について、**都道府県及び地域の中心的な医療機関等が連携**し、循環器病に関する**情報提供**や**相談支援等**を行うことが求められる。
 - ・社会連携に基づく循環器病患者支援
 - ・リハビリテーション等の取組
 - ・循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
 - ・循環器病の緩和ケア
 - ・循環器病の後遺症を有する者に対する支援
 - ・治療と仕事の両立支援・就労支援
 - ・小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策 など

対応(案)

- 各都道府県からの推薦に基づき、**地域の情報提供・相談支援等の中心的な役割を担う、循環器病総合支援センター(仮称)**を**医療機関に設置**し、**都道府県と連携**を取りながら、循環器病に関する総合的な支援を行うモデル事業を令和4年度から**実施**してはどうか。
- 総合支援センターに必要な要件を検討し、モデル事業で設置された循環器病総合支援センターが効率的に支援を行うことができたかなどについての検証を行い、より実効性のある総合支援を行うために必要な提案も行うなど、総合支援の推進のための検討を行う委員会：**総合支援委員会(仮称)**を協議会の下部組織として**設置**してはどうか。

循環器病総合支援センターのイメージ

<役割> 循環器病に関する**情報提供**及び**相談支援**の、地域における核となり中心的な役割を担う



循環器病データベース事業について

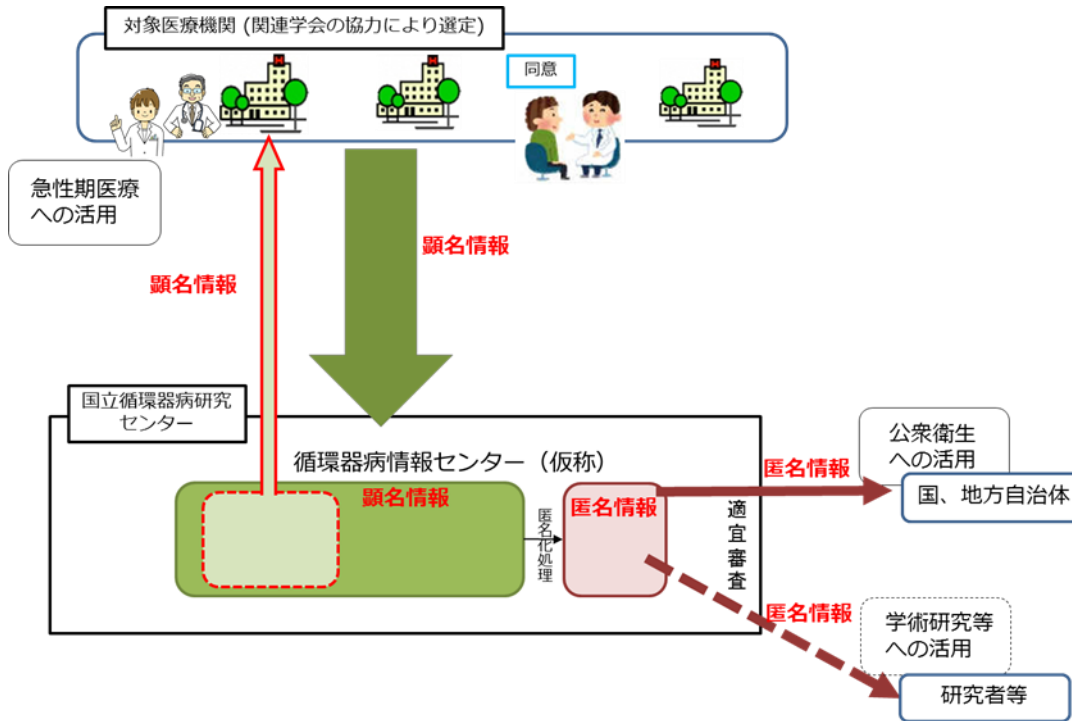
循環器病データベース構築支援事業（令和3年度）

スケジュール

令和元年度	令和2年度	令和3年度
R1.12～基本法施行	R2.10～第1期基本計画	
厚生労働科学特別研究	循環器病の診療情報収集・提供体制検討事業	循環器病データベース要件定義、仕様書作成等
		令和4年度の開発に向けて外部委託により要件定義、仕様書の作成、調達支援を行う。

システムイメージ

（非感染性疾患対策に資する循環器病の診療情報の活用の在り方に関する検討会報告書から抜粋）



- 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）

（情報の収集提供体制の整備等）
第18条第2項

国及び地方公共団体は、循環器病に係る予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法の開発及び医療機関等におけるその成果の活用に資するため、国立研究開発法人国立循環器病研究センター及び循環器病に係る医学医術に関する学術団体の協力を得て、全国の循環器病に関する症例に係る情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 循環器病対策推進基本計画（令和2年10月27日閣議決定）

4. 個別施策

循環器病対策全体の基盤の整備として、診療情報の収集・提供体制を整備し、循環器病の実態解明を目指す。

【循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備】

急性期医療の現場における診療情報の活用や診療提供体制の構築、予防（一次予防のみならず、二次予防及び三次予防も含む。）等の公衆衛生政策等への診療情報の活用を目的として、国立研究開発法人国立循環器病研究センターをはじめとした医療機関、関係学会等と連携して、まずは脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、急性冠症候群、急性大動脈解離及び急性心不全（慢性心不全の急性増悪を含む。）に係る診療情報を収集・活用する公的な枠組みを構築する。

循環器病の診療情報の収集・提供体制について

課題

- 令和2年10月に閣議決定された循環器病対策推進基本計画の基盤として、循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備が求められている。基本計画に、「急性期医療の現場における診療情報の活用や診療提供体制の構築、予防（一次予防のみならず、二次予防及び三次予防も含む。）等の公衆衛生政策等への診療情報の活用を目的として、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）をはじめとした医療機関、関係学会等と連携して、まずは脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、急性冠症候群、急性大動脈解離及び急性心不全（慢性心不全の急性増悪を含む。）に係る診療情報を収集・活用する公的な枠組みを構築する。」と記載されている。

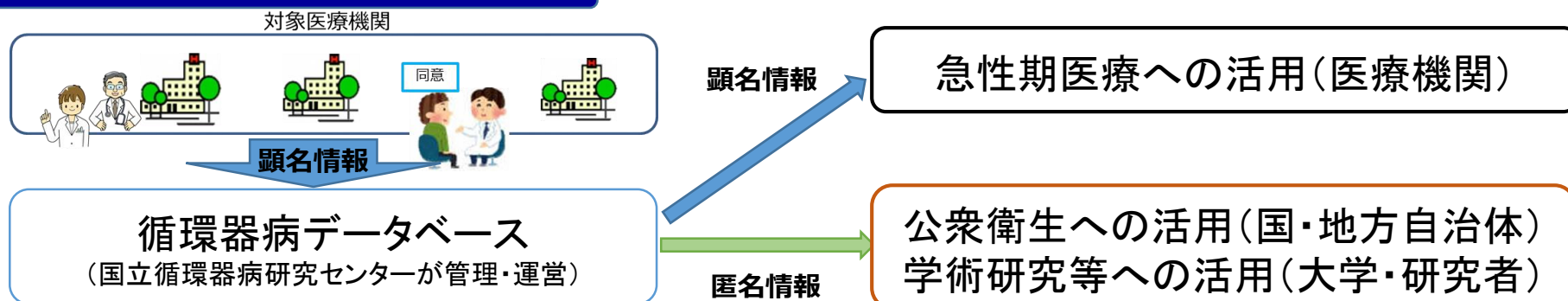
対応(案)

- 令和元年7月に「非感染性疾患対策に資する循環器病の診療情報の活用の在り方に関する検討会」でとりまとめられた報告書を踏まえ、令和2年度に、ナショナルセンターである国立循環器病研究センターを中心として、循環器病の診療情報収集・活用体制検討事業を実施した。当該事業等においては、パイロット研究として、診療情報の収集や登録内容等の検討も行われた。
- 令和3年度には、国立循環器病研究センターにおいて、循環器病データベースの要件定義等にかかる検討を行っている。
- 検討会の報告書に基づき、診療情報を各医療機関から収集し、集約・管理・提供する「循環器病情報センター（仮称）」の機能を国立循環器病研究センターに担っていただき、そこで循環器病データベースの管理・運営を行うこととしてはどうか。

【循環器病データベースの管理・運営】

- 収集された診療情報は、適宜匿名化処理された上で、国・地方自治体や研究者等に提供され、公衆衛生や学術研究等に活用されることを想定する。
- 各医療機関に顕名情報を提供することにより、急性期医療への活用も想定する。
- 学会等とも連携を取りながら、データの質向上に資する取組を行う（セキュリティー、データ管理、入力支援なども含む）。

循環器病の診療情報の収集・提供体制のイメージ



(参考資料) 非感染性疾患対策に資する循環器病の診療情報の活用の在り方に関する検討会 報告書 (令和元年7月) 概要

①背景と課題

- 非感染性疾患の一つである循環器病は、急性期には発症後早急に適切な治療を開始する必要があり、回復期、維持期にも再発や増悪を来しやすい。
- 循環器病の診療情報を収集・活用することは循環器病対策を進めていく上で重要であり、公的な情報収集の枠組みが必要。
※循環器病対策基本法第18条に基本的施策の一つとして、情報の収集提供体制の整備等が記載。

②診療情報収集・活用の目的と収集方法等

- 目的：①急性期医療現場で当該患者の循環器病の既往歴等を把握するために活用すること、②正確な患者数や罹患率を踏まえた診療提供体制の構築や予防等公衆衛生に活用すること
※①医療機関等、②国、地方自治体、大学その他の研究機関等の研究者が利活用することを想定。
- 収集する情報：循環器病の急性期入院の診療情報
※将来的には、回復期や維持期の診療情報も合わせて収集・活用することを期待。

③診療情報の取扱

- 急性期医療現場での活用やデータベースの正確性の担保、再入院時に過去に入院した患者と同一であることの把握のため、顕名情報を収集。
※公衆衛生の向上の目的には個人が特定されないよう匿名化したうえで活用。
- 個人情報保護の観点から、患者に利活用の目的を説明、同意を取得し、適切な安全管理措置を講じたうえで、診療情報を収集・活用。

④診療情報収集・活用の対象疾患と必要な項目

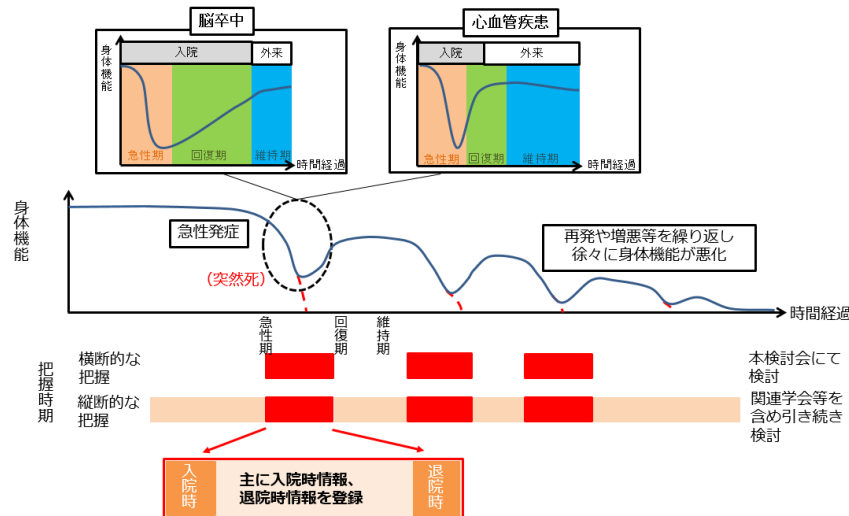
- 対象疾患：脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、急性冠症候群、急性大動脈解離、急性心不全（慢性心不全の急性増悪を含む）
- 登録項目：正確かつ簡便に抽出可能な最低限の項目
※具体的に対象とする診断名や基準については、関連学会等において検討。
※対象疾患、登録項目等の拡張や妥当性については引き続き検討。

⑤今後の方向性

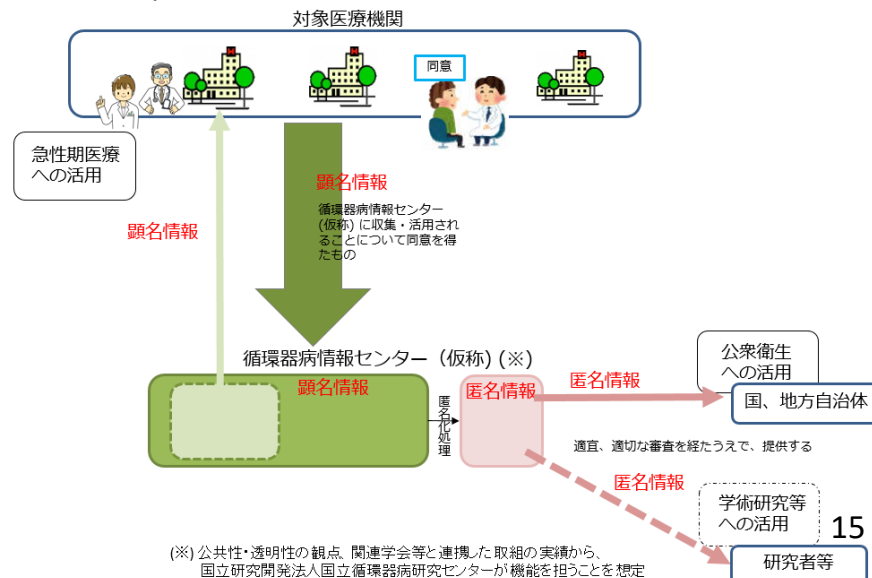
- モデル事業で診療情報の収集事業を開始し、運用方法や登録内容等の検証を行った上で、診療情報を収集・活用できる全国規模のシステムを構築
※将来的な他の情報との突合については、法的課題や個人情報保護上・情報セキュリティ上の観点から検討が必要。

【循環器病の診療情報把握のイメージ】

<循環器病の経過>



【診療情報の収集・活用のイメージ】



今後のスケジュール（案）

循環器病対策に係る今後のスケジュールについて（案）

